

配偶者の老齢基礎年金に対する振替加算（平成24年度価格）

配偶者の生年月日	計算式	実際の加算額 (年 額)
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	226,300円×1.000	226,300円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	226,300円×0.973	220,200円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	226,300円×0.947	214,300円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	226,300円×0.920	208,200円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	226,300円×0.893	202,100円
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	226,300円×0.867	196,200円
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	226,300円×0.840	190,100円
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	226,300円×0.813	184,000円
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	226,300円×0.787	178,100円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	226,300円×0.760	172,000円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	226,300円×0.733	165,900円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	226,300円×0.707	160,000円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	226,300円×0.680	153,900円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	226,300円×0.653	147,800円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	226,300円×0.627	141,900円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	226,300円×0.600	135,800円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	226,300円×0.573	129,700円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	226,300円×0.547	123,800円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	226,300円×0.520	117,700円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	226,300円×0.493	111,600円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	226,300円×0.467	105,700円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	226,300円×0.440	99,600円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	226,300円×0.413	93,500円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	226,300円×0.387	87,600円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	226,300円×0.360	81,500円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	226,300円×0.333	75,400円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	226,300円×0.307	69,500円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	226,300円×0.280	63,400円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	226,300円×0.253	57,300円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	226,300円×0.227	51,400円
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	226,300円×0.200	45,300円
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	226,300円×0.173	39,100円
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	226,300円×0.147	33,300円
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	226,300円×0.120	27,200円
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	226,300円×0.093	21,000円
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	226,300円×0.067	15,200円
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	226,300円×0.067	15,200円
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	226,300円×0.067	15,200円
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	226,300円×0.067	15,200円
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	226,300円×0.067	15,200円
昭和41年4月2日以降	—————	—————

231,400円×0.978＝226,300

特別加算額

昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	33,300 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	66,800 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	100,200 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	133,600 円
昭和 18 年 4 月 2 日以降	166,900 円

※ 1.031 は平成 11 年 3 月まで適用の物価スライド率で、従前額保障による計算式であるため定数になる。

◇計算例

昭和27年3月2日生まれの女性。

- ・平成15年3月までの被保険者期間…375月
- ・平成15年4月以後の被保険者期間…107月
- ・加給年金額対象配偶者（昭和28年5月生まれ）
- ・平成15年3月までの平均標準報酬月額…340,000円
- ・平成15年4月以後の平均標準報酬額…610,000円

①60歳からの報酬比例部分（部分年金）

$$(340,000円 \times \frac{7.5}{1,000} \times 375月 + 610,000円 \times \frac{5.769}{1,000} \times 107月) \times 1.031 \times 0.978 = 1,343,879円 \rightarrow 1,343,900円 \text{ (50円以上切上げ)}$$

②63歳からの特別支給の老齢厚生年金

<定額部分>

$$1,676円 \times 1.000 \times 480月 \times 0.978 = 786,781円 \text{———①}$$

<報酬比例部分>

$$(340,000円 \times \frac{7.5}{1,000} \times 375月 + 610,000円 \times \frac{5.769}{1,000} \times 107月) \times 1.031 \times 0.978 = 1,343,879円 \text{———②}$$

<加給年金額>

$$226,300円 + 166,900円 \text{ (特別加算額)} = 393,200円 \text{———③}$$

<特別支給の老齢厚生年金額 (①+②+③)>

$$786,781円 + 1,343,879円 + 393,200円 = 2,523,860円 \rightarrow 2,523,900円$$

なお、男性で昭和24年4月2日～昭和28年4月1日生まれの場合（女性：昭和29年4月2日～昭和33年4月1日生まれの場合）は、65歳になるまでは①の部分年金の受給のみとなる。

老齢基礎年金・老齢厚生年金早見表（平成24年4月以降）

生年月日	老齢基礎年金					老齢厚生年金									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J				K	
	国民年金と合わせた期間	厚年・共済を合わせた期間	厚年の中高齢の特例	加付可能年数	振替加算額(年額)	男子の支給開始年齢	女子の支給開始年齢	定額上乗数	定額部分の単価の乗率	報酬比例部分の乗率 H15.3 以前の分/1000		H15.4 以後の分/1000			加給年金額(年額)
T15.4.1以前	旧制度の老齢年金または通算老齢年金が支給される														
T15.4.2～S2.4.1	21年	20年	15年	25年	226,300	60歳	55歳	420月	1.875	10.00	9.500	7.692	7.308	226,300	
S2.4.2～S3.4.1	22年	〃	〃	26年	220,200	〃	〃	〃	1.817	9.86	9.367	7.585	7.205	〃	
S3.4.2～S4.4.1	23年	〃	〃	27年	214,300	〃	〃	〃	1.761	9.72	9.234	7.477	7.103	〃	
S4.4.2～S5.4.1	24年	〃	〃	28年	208,200	〃	〃	432月	1.707	9.58	9.101	7.369	7.001	〃	
S5.4.2～S6.4.1	25年	〃	〃	29年	202,100	〃	〃	〃	1.654	9.44	8.968	7.262	6.898	〃	
S6.4.2～S7.4.1	〃	〃	〃	30年	196,200	〃	〃	〃	1.603	9.31	8.845	7.162	6.804	〃	
S7.4.2～S8.4.1	〃	〃	〃	31年	190,100	〃	56歳	〃	1.553	9.17	8.712	7.054	6.702	〃	
S8.4.2～S9.4.1	〃	〃	〃	32年	184,000	〃	〃	〃	1.505	9.04	8.588	6.954	6.606	〃	
S9.4.2～S10.4.1	〃	〃	〃	33年	178,100	〃	57歳	444月	1.458	8.91	8.465	6.854	6.512	259,600	
S10.4.2～S11.4.1	〃	〃	〃	34年	172,000	〃	〃	〃	1.413	8.79	8.351	6.762	6.424	〃	
S11.4.2～S12.4.1	〃	〃	〃	35年	165,900	〃	58歳	〃	1.369	8.66	8.227	6.662	6.328	〃	
S12.4.2～S13.4.1	〃	〃	〃	36年	160,000	〃	〃	〃	1.327	8.54	8.113	6.569	6.241	〃	
S13.4.2～S14.4.1	〃	〃	〃	37年	153,900	〃	59歳	〃	1.286	8.41	7.990	6.469	6.146	〃	
S14.4.2～S15.4.1	〃	〃	〃	38年	147,800	〃	〃	〃	1.246	8.29	7.876	6.377	6.058	〃	
S15.4.2～S16.4.1	〃	〃	〃	39年	141,900	〃	〃	〃	1.208	8.18	7.771	6.292	5.978	293,100	
S16.4.2～S17.4.1	〃	〃	〃	40年	135,800	61歳	〃	〃	1.170	8.06	7.657	6.200	5.890	326,500	
S17.4.2～S18.4.1	〃	〃	〃	〃	129,700	〃	〃	〃	1.134	7.94	7.543	6.108	5.802	359,900	
S18.4.2～S19.4.1	〃	〃	〃	〃	123,800	62歳	〃	〃	1.099	7.83	7.439	6.023	5.722	393,200	
S19.4.2～S20.4.1	〃	〃	〃	〃	117,700	〃	〃	456月	1.065	7.72	7.334	5.938	5.642	〃	
S20.4.2～S21.4.1	〃	〃	〃	〃	111,600	63歳	〃	468月	1.032	7.61	7.230	5.854	5.562	〃	
S21.4.2～S22.4.1	〃	〃	〃	〃	105,700	〃	61歳	480月	1.000	7.50	7.125	5.769	5.481	〃	
S22.4.2～S23.4.1	〃	〃	16年	〃	99,600	64歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S23.4.2～S24.4.1	〃	〃	17年	〃	93,500	〃	62歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S24.4.2～S25.4.1	〃	〃	18年	〃	87,600	65歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S25.4.2～S26.4.1	〃	〃	19年	〃	81,500	〃	63歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S26.4.2～S27.4.1	〃	〃	20年	〃	75,400	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S27.4.2～S28.4.1	〃	21年	—	〃	69,500	〃	64歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S28.4.2～S29.4.1	〃	22年	—	〃	63,400	(61歳)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S29.4.2～S30.4.1	〃	23年	—	〃	57,300	〃	65歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S30.4.2～S31.4.1	〃	24年	—	〃	51,400	(62歳)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S31.4.2～S32.4.1	〃	25年	—	〃	45,300	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S32.4.2～S33.4.1	〃	〃	—	〃	39,100	(63歳)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S33.4.2～S34.4.1	〃	〃	—	〃	33,300	〃	(61歳)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S34.4.2～S35.4.1	〃	〃	—	〃	27,200	(64歳)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S35.4.2～S36.4.1	〃	〃	—	〃	21,000	〃	(62歳)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S36.4.2～S37.4.1	〃	〃	—	〃	15,200	(65歳)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S37.4.2～S38.4.1	〃	〃	—	〃	15,200	〃	(63歳)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S38.4.2～S39.4.1	〃	〃	—	〃	15,200	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S39.4.2～S40.4.1	〃	〃	—	〃	15,200	〃	(64歳)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S40.4.2～S41.4.1	〃	〃	—	〃	15,200	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
S41.4.2以後	〃	〃	—	〃	—	〃	(65歳)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

- [注] 1. F欄とG欄の年齢は、昭和16年4月2日～昭和28年4月1日（女子は5年遅れ）までに生まれた人は、定額部分の支給開始年齢を表す。
 2. K欄は老齢厚生年金受給者本人の生年月日で見ると、E欄は加給年金対象配偶者の生年月日で見ると、